山鹿らしい景観形成を目指して

# 山鹿市の景観づくり

～山鹿市景観計画の概要～

山　　鹿　　市

# 【 目次 】

●山鹿市の景観計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
●景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針・・・・・・3
●届出を必要とする行為について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
●大規模建築物等届出地区と特定施設届出地区の範囲と目的・・・・・6
●大規模建築物等届出地区の景観形成基準・・・・・・・・・・・・・・7
●特定施設届出地区の景観形成基準・・・・・・・・・・・・・・・・・8
●景観形成重点地区・景観形成誘導地区の設定の目的と範囲・・・・・9
●景観形成誘導（重点）地区の景観誘導方針・・・・・・・・・・・・１１
●景観形成誘導（重点）地区の景観形成基準・・・・・・・・・・・・１３

## ●山鹿市の景観計画について

### ●景観計画の骨格

景観計画では、市全域を対象に取り組むことと、その中から特定の地区で取り組むことの両方を検討し、両方を組み合わせて景観形成を図ることにします。

**景観計画**　自然と歴史を感じる景観の保全と創造を、市民一人ひとりが出来ることからはじめよう

＝ 市全域で
市全域の景観をレベルアップ

＋ 特定の地区で
個性のある地区景観を伸ばしていこう

★市全域で取り組むこと

**目立つ建物等が、景観を損ねないよう配慮します**
（大規模建築物等、特定施設）

**景観の印象を決める重要な建物や樹木等を指定して、大事にしていきます**
（景観重要建造物・同樹木・同公共施設・重要生活景観要素）

**看板や広告物が景観を阻害しないようルールをつくります**
（屋外広告物条例）

★特定の地区で取り組むこと

**自然の豊かさと人々の暮らしが溶け合う景観が美しい地区の景観誘導を図ります**
（景観形成誘導地区：平小城地区・番所地区）

**歴史の蓄積が町並みや史跡として残る景観が美しい地区の景観誘導を図ります**
（景観形成誘導地区：鞠智城公園周辺地区）

**山鹿市を代表する景観として、市全体に波及効果が期待できる地区の景観を積極的に形成します**
（景観形成重点地区：豊前街道山鹿地区）

## ●景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針

例えば峠を越える時に景色が一変するように、連続している景観も、細かく分析していくと変化するポイントがあるものです。この計画では、山の尾根や、川の流れを手がかりにして、山鹿市の景観を分析し、下図のような８つのゾーンに分けて、それぞれの景観形成の方針を示しています。

■地形の分析について

市内を流れている河川は最終的に菊池川に合流するが、その流れを丹念にさかのぼっていくことによって、水の流れが示す地形の傾きや、地形の境目を見出すことができる。

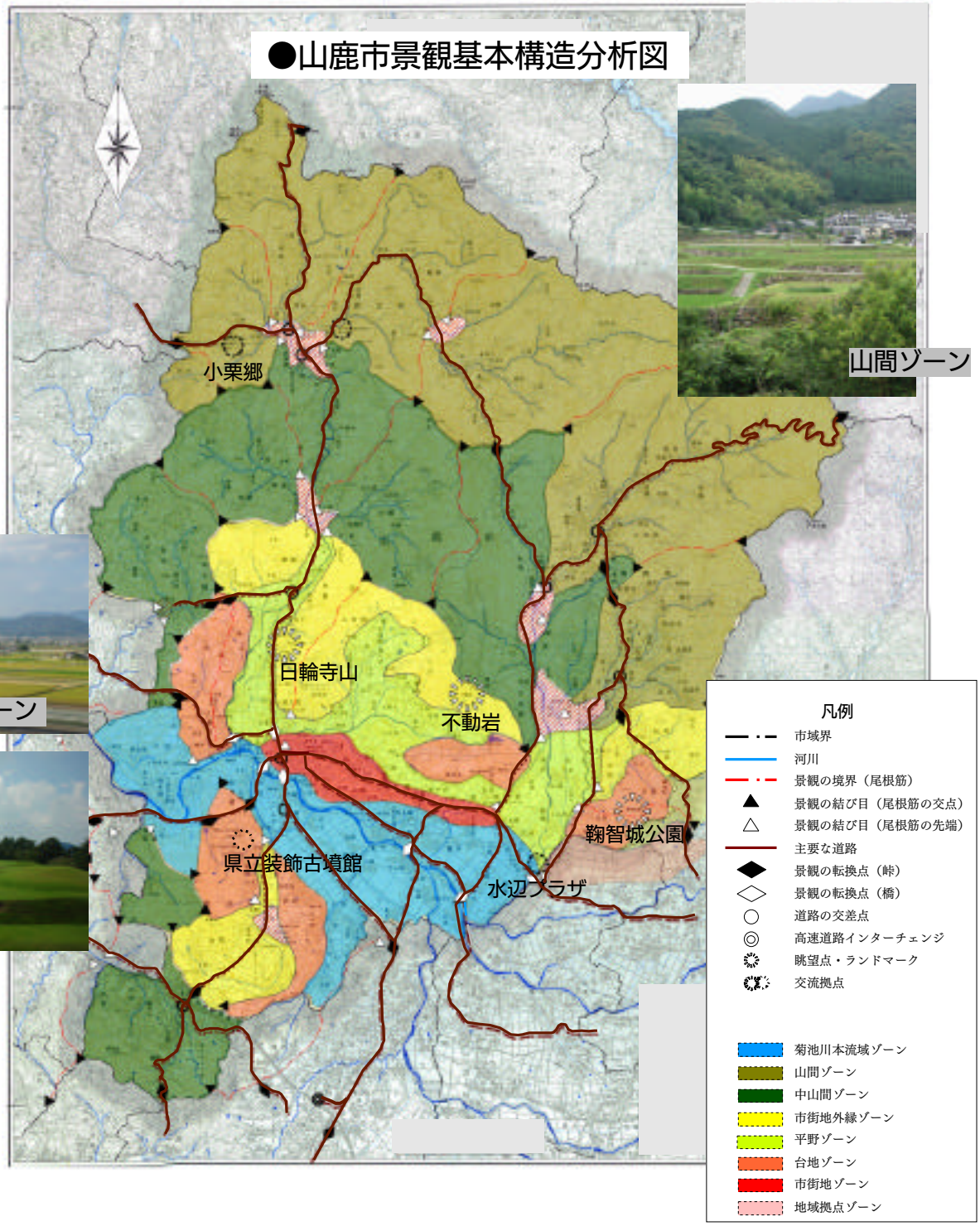

| | ●ゾーンの特性 | ●景観形成指針 | ●景観誘導方針 |
|---|---|---|---|
| 菊池川本流域ゾーン | ・菊池川本流は多くの支流が合流し本市の南部を西流している。<br>・菊池川の南部では水田と集落の姿、北部では市街地を見ることが出来るなど南北で大きく異なる表情をみせている。 | ・山鹿市を印象づける景観の主軸として、菊池川の流れに沿って視界に入ってくる風景をよりよいものにしていく。 | ・ゴミの不法投棄を減少させる工夫を考える。<br>・河川の清掃に努める。<br>・四季の変化を楽しめるように花で彩ることに努める。 |
| 山間ゾーン | ・河川の上流域に属し、深い山林と小集落がひとまとまりの景観を形成している。<br>・民家の多くは等高線に沿う形で配置され、集落としてもまとまった景観となっている。 | ・小さな支流を単位とする集落及びその背景の山林をひとまとまりの景観と捉え、現在の良好な景観を後世に残していく。 | ・山林の維持管理に努める。<br>・樹林は伐採後に植樹を行い、山間部の景観の連続性を損なわないように努める。<br>**★番所地区** |
| 中山間ゾーン | ・水源となる山を背後にもつ小支流域をひとまとまりとして景観を形成している。<br>・地形は緩やかに傾斜し、道路沿いに形成された集落や背後の農業空間が見られる。 | ・小集落を単位として、水源のある山林から集落周辺の田園をひとまとまりの里山景観と捉え、現在の良好な景観を後世に残していく。 | ・山林の維持管理に努める。<br>・建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努める。<br>**★平小城地区** |
| 市街地外縁ゾーン | ・樹林地や果樹園、小規模な水田など様々な土地利用の形態が見られ、台地との境には集落が形成されている。<br>・眺望点からは、中心市街地や菊池川本流に沿って広がる田園風景を望むことができる。 | ・市街地近郊にある眺望に優れた散策・ハイキングゾーンとなるような景観形成を行っていく。 | ・山林の維持管理に努める。<br>・道路沿いの植樹帯は維持管理に努める。 |
| 平野ゾーン | ・水田を中心とした田園地帯が広がり母屋や倉、石垣などが伝統的な集落を形成している一方、大規模な農業関連施設もできている。幹線道路沿いには商業施設や工場、住宅が立地している。 | ・山鹿市の活動を支える産業と周囲の豊かな田園風景が調和するように景観形成を行っていく。 | ・水田などは、その維持・保全に努める。<br>・建築物の周囲は緑化に努め、商業施設や工場については特に道路沿道、農地側の部分を緑化するように努める。 |
| 台地ゾーン | ・主に農業地帯として土地利用がなされ、集落では民家が落ち着いたたたずまいを見せている。<br>・鞠智城跡や多くの古墳など山鹿市の歴史の深さを今に伝える遺構が保全、整備されている。 | ・山鹿市の最も古い歴史を伝える場所として、台地全体を保全するとともに、昔ながらの農村景観を残していく。 | ・歴史的景観の保全に努める。<br>・建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努める。<br>**★鞠智城公園周辺地区**<br>**★平小城地区** |
| 市街地ゾーン | ・国道３２５号沿いは現代的な地方都市の景観を呈しているが、豊前街道、菊池往還には今も数多くの歴史的建造物を見ることができる。 | ・快適な住環境を保全し、山鹿らしい落ち着いた都市景観を形成するとともに、歴史的な情緒のある街道については維持保全を図っていく。 | ・建築物の周囲は緑化に努める。<br>・既存建築物で伝統的工法で建築されたものは、その維持補修に努める。<br>**☆豊前街道山鹿地区** |
| 地域拠点ゾーン | ・川筋と尾根筋の合流する位置に平坦地があり、そこに集落や公共施設が形成されている。<br>・各地を結ぶ道路網が交差しており、移動する人の印象に残りやすい場所である。 | ・交通網の結節点として、魅力ある景観を形成していく。 | ・わかりやすい道標の整備に努め、その道路の先にある各地区の魅力を伝える演出を施すように努める。<br>・不要看板の撤去等に努める。 |

**☆景観形成重点地区**
**★景観形成誘導地区**

## ●届出を必要とする行為について

魅力と活気あふれる山鹿の景観は、市民のみなさんや事業者と市（行政）とがそれぞれの立場で、景観の保全・育成・創出のために積極的に取組み、互いに協力することによって形成されます。山鹿市景観計画には、景観づくりの主役である市民のみなさんが参加する仕組みとして「景観形成重点地区」などの区域が設定されています。これらの区域内で、下記のような行為を行う場合はあらかじめ届出が必要になります。

**届出対象となる行為**

| 対象地区 | 種類 | | 行為 | 規模 |
|---|---|---|---|---|
| 大規模建築物等届出地区 | 建築物 | | 新築（設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去 | 高さが１３ｍ超又は延べ面積が１０００㎡超 |
| | 工作物 | | | 高さが１３ｍ超又はその敷地の用に供する土地の面積が１０００㎡超 |
| | 柵及び塀 | | | 高さが２ｍ超かつ長さが３０ｍ超 |
| | 擁壁 | | | 高さが５ｍ超かつ長さが１０ｍ超 |
| | 土地 | | 土地区画形質の変更 | 面積が３０００㎡超又は高さが5m超かつ長さが10m超の法面を生じるもの |
| | 広告物 | | 設置、外観の変更 | 高さが１３ｍ超又は一面の表示面積が１５㎡超 |
| 特定施設届出地区 | 建築物（附帯施設含む）・パチンコ店、ガソリンスタンド、ホテル、飲食店等 | | 新築（設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去 | 延べ面積が１０㎡超 |
| | 広告物 | はり紙等 | 設置、外観の変更 | ９０日を超えて継続して掲出、表示するもの |
| | | その他 | | 表示面積が１㎡超 |
| 景観形成誘導（重点）地区 | 建築物 | | 新築（設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、（重点地区のみ撤去） | 延べ面積が１０㎡超 |
| | 工作物 | | | 規則で定める規模以上 |
| | 自動販売機 | | 設置 | すべて |
| | 屋外における土石等（鞠智城公園周辺地区のみ） | | 堆積 | 高さが1.5m超 |
| | 広告物（重点地区のみ） | はり紙等 | 設置、外観の変更 | ９０日を超えて継続して掲出、表示するもの |
| | | その他 | | 表示面積が１㎡超 |

※ 広告物については、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
※ 景観形成誘導（重点）地区とはある一定の基準において、景観形成を積極的に行う必要があるとして指定した地区です。

## ●景観形成における市民と行政の役割

市では、各種の届出や協議に際して、まず景観誘導方針を説明し、景観形成の方針や手法について届出者に理解を求め、景観形成基準によって法的根拠を持つ景観誘導を行います。

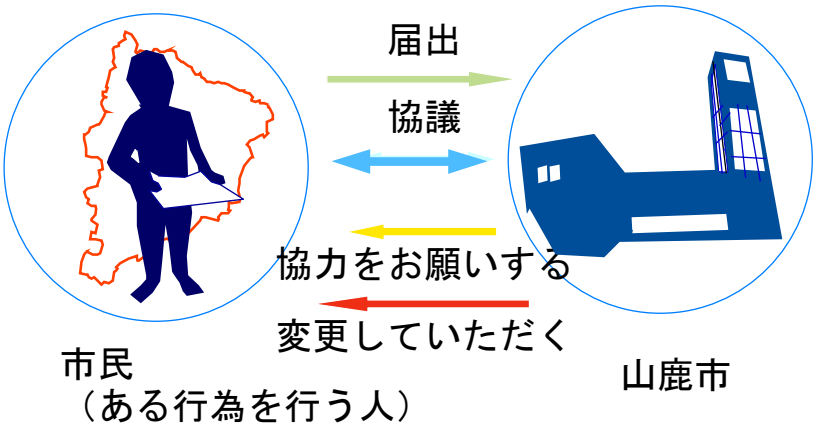

## ●大規模建築物等届出地区と特定施設届出地区の範囲と目的

| | | |
|---|---|---|
| 大規模建築物等届出地区 | 市全域 | |
| 特定施設届出地区<br>（道路境界線から２０ｍの範囲） | 国道３号、３２５号<br>国道３号、３２５号以外 | |

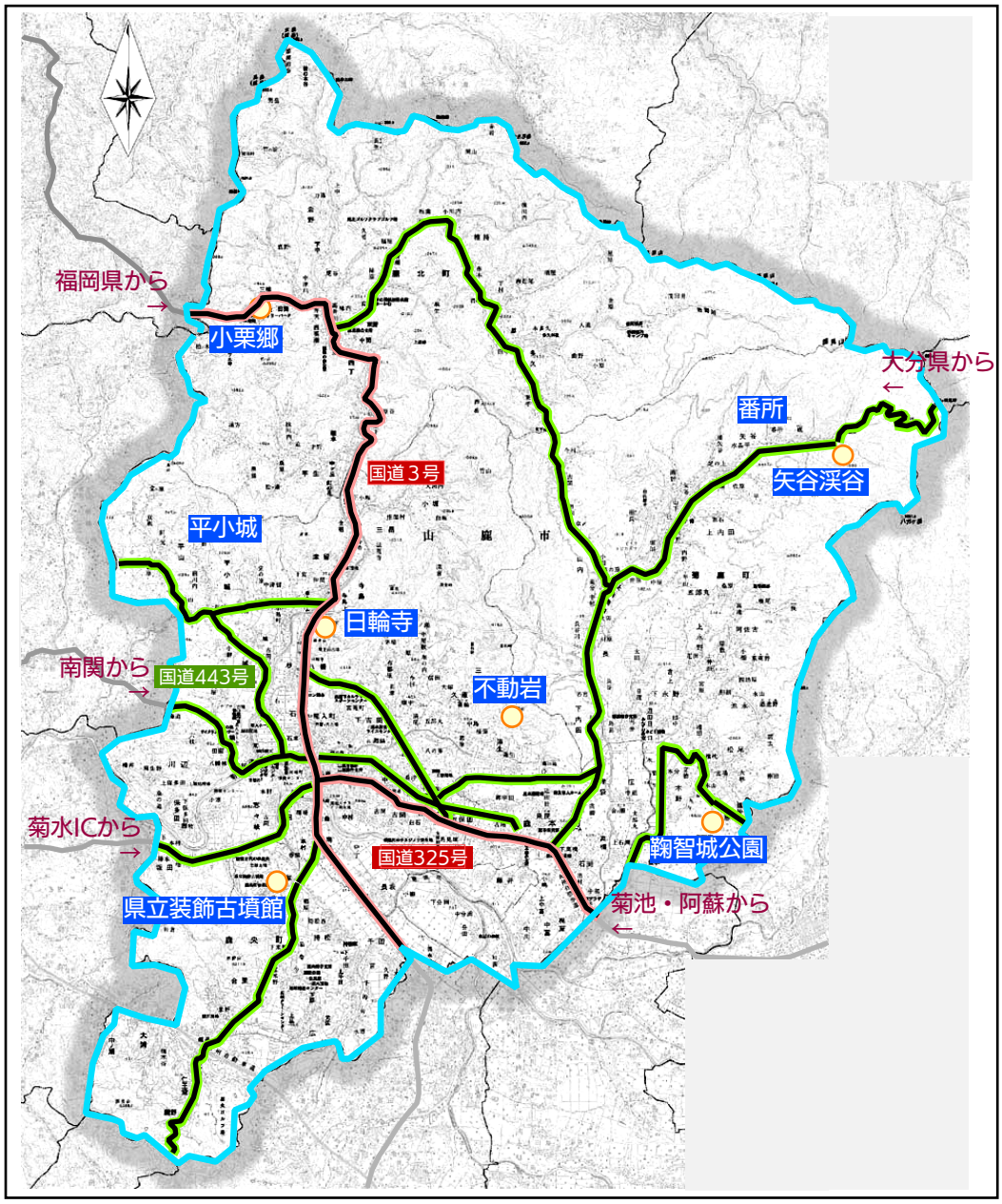


■指定する路線一覧

・国道３号
・国道３２５号
・国道４４３号

・県道９号　　日田鹿本線
・県道１６号　玉名山鹿線
・県道１８号　菊池鹿北線の一部
・県道３７号　熊本菊鹿線の一部
・県道５５号　山鹿植木線
・県道１９５号和仁山鹿線
・県道１９６号鹿本松尾線の一部
・県道２００号畑中山鹿線の一部

・農道鹿本広域農道２号線の一部
　市道杉方保田線

・市道高校信田線の一部
　市道古閑津袋線の一部

・市道津留平山線

・市道松尾米原線

・市道中御宇田線

大規模建築物等届出地区の目的
大規模な建築物等や開発はその大きさから周囲の景観に与える影響が大きく、山鹿市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気が失われてしまうおそれがあります。また、数多くある眺望点からの景観の中でも存在を主張しています。そこで、届出制度を設け、市と事前に協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

特定施設届出地区の目的
道路沿線は経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や看板ができる可能性があります。これらにより山鹿市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気が失われてしまうおそれがあります。そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物等について届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

## ●大規模建築物等届出地区の景観形成基準
（良好な景観を維持・保全するための基準）

| 種　類 | | | 景観形成基準 |
|---|---|---|---|
| 建築物及び工作物（柵及び塀、電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物以外） | 位置・配置 | | ・敷地境界線からは１m以上後退した位置とするように努める。（ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く）<br>・建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。<br>・隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。<br>・交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。 |
| | 外観 | 意匠 | ・周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。<br>・建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め、建築物本体及び周辺との調和に配慮する。<br>・電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。 |
| | | 色彩 | ・外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。<br>・同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。<br>・電波塔については、周辺の景観との調和に配慮し、茶系を基本とする。 |
| | | 材料 | ・周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。<br>・耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲の町並みや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。 |
| | 敷地の緑化 | | ・敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。<br>・既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。<br>・できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。<br>・駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。<br>・敷地面積が3000㎡を超える敷地については沿道部分を緑化し、建築物等の威圧感の低減に努める。 |
| 工作物（柵及び塀） | 位置 | | ・道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。 |
| | 外観 | 意匠 | ・周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。 |
| | | 色彩 | ・暗穏色を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。 |
| | | 材料 | ・暗穏色の材料を使用する。 |
| | 緑化 | | ・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。<br>・敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。 |
| 工作物（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物） | | | ・位置については周辺の景観に配慮したものとし、電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。<br>・電線の横断はできる限り少なくなるように努めると共に、直角横断になるように努める。 |
| 広告物 | 位置・配置 | | ・道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで１m以上後退する。 |
| | 外観 | 意匠 | ・全体にまとまりのある意匠とする。<br>・極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。<br>・電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 |
| | | 色彩 | ・周辺の景観との調和に配慮する。<br>・支柱及び広告の側面は茶系とする。 |
| | | 材料 | ・周辺の景観と調和するような材料を使用する。 |
| 土地 | 土砂等の採取 | 遮蔽及び緑化 | ・敷地内及び敷地周辺の緑化に努め、周囲の道路等からの遮蔽に配慮する。 |
| | | 法面等の緑化 | ・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、すみやかな緑化に努める。 |
| | 宅地造成等 | 遮蔽及び緑化 | ・区画形質の変更の方法については、周囲の景観との調和に配慮すると共に緑化に努める。 |
| | | 法面等の緑化 | ・周辺の景観との調和を配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 |

## ●特定施設届出地区の景観形成基準
（良好な景観を維持・保全するための基準）

| 種　類 | | | 景観形成基準 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 国道３号、３２５号 | 国道３号、３２５号以外 |
| 建築物及び附帯する施設（柵及び塀、擁壁その他これに類するもの以外） | 位置・配置 | | ・敷地境界線からは１m以上後退した位置とするように努める。（但し、壁面後退が困難な狭小宅地を除く）<br>・建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。<br>・隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。<br>・交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし見通しをよくする。 | |
| | 外観 | 意匠 | ・周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。<br>・建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか又は覆いをするなど露出しないように努め、建築物本体及び周辺との調和に配慮する。<br>・電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。 | |
| | | | ・日よけテントを設置する場合は必要最低限とし、建築物と調和のとれた都市景観の形成に配慮した意匠とする。 | ・屋根は勾配屋根を基本とする。 |
| | | 色彩 | ・外壁及び屋根は、遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い、暗穏色等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。<br>・同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。 | |
| | | 材料 | ・周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。<br>・耐久性・耐侯性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲の町並みや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。 | |
| | 敷地の緑化 | | ・敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。<br>・既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。<br>・できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。<br>・駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。 | |
| | | | ・道路に面した部分は、施設の実情によって中木や低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化と共に良好な維持管理に努める。<br>・建築規模や敷地内空地の状況に応じて町並みを彩る植栽に努める。 | ・道路に面した部分や田園部と接する部分は、緑化し建築物や工作物が景観の中で突出した印象を与えないように配慮する。 |
| 附帯する施設（柵及び塀、擁壁その他これに類するもの） | 位置 | | ・道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。 | |
| | 外観 | 意匠 | ・周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。 | |
| | | 色彩 | ・暗穏色を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。 | |
| | | 材料 | ・暗穏色の材料を使用する。 | |
| | 緑化 | | ・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。<br>・敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。 | |
| 広告物 | 位置 | | ・道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで１m以上後退する。 | |
| | 外観 | 意匠 | ・全体にまとまりのある意匠とする。<br>・極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。<br>・電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 | |
| | | 色彩 | ・周辺の景観との調和に配慮する。<br>・支柱及び広告の側面は茶系とする。 | |
| | | 材料 | ・周辺の景観と調和するような材料を使用する。 | |